平成２５年（家）第２５７号
岡山県岡山市北区庭瀬552
申立人　山中　和夫
本籍岡山県岡山市北区庭瀬552番地、最後の住所兵庫県姫路市北平野南の町19番１号　フローラル北平野106号
不在者　山中　　裕
昭和53年２月17日生
届出期間満了日　平成25年８月22日
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２５年（家）第７号
広島市東区戸坂山根１―25―19
申立人　今村　賢孝
本籍広島県広島市南区宇品御幸１丁目104番地、最後の住所北米合衆国加州フレスノ郡リドレールトエボックス289号
不在者　今村　學而
大正10年11月19日生
届出期間満了日　平成25年８月30日
広島家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第３号
大阪市東成区中道３丁目17番12号大管ビル２階
申立人　本多線材株式会社
代表者代表取締役　上野　昌四
権利を争う旨の申述の終期　平成25年４月23日
平成25年４月24日　　郡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＤ37296
金額　2,304,634円
支払期日　平成25年３月31日
支払地　福島県田村郡三春町
支払場所　株式会社東邦銀行三春支店
振出日　平成24年11月15日
振出地　福島県田村郡三春町
振出人　石橋ハマプラス株式会社　代表取締役　石橋　克郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
岩手県花巻市桜町１丁目785番地４
申立人　小山　朝子
権利の届出の終期　平成25年４月23日
平成25年４月24日　　花巻簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　花巻市桜町一丁目314番３
宅地　99.24平方メートル
⑵登記年月日受付番号　盛岡地方法務局花巻支局　昭和30年12月１日受付第4066号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　所有権移転請求権仮登記
原因　昭和30年11月29日売買予約（期間昭和31年１月30日まで）
権利者　花巻市桜町二丁目64番地
佐々木宇志三

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第１５４号
福岡市博多区住吉５丁目５番15号　第二成城ビル
債務者　株式会社恵比寿
主文　破産手続開始の申立てについての決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成25年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５号
福岡市博多区住吉５丁目５番15号
債務者　有限会社ダイギンエステート
主文　破産手続開始の申立てについての決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成25年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第１５４号
福岡市博多区住吉５丁目５番15号　第二成城ビル
債務者　株式会社恵比寿
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　高松　康祐
平成25年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５５号
福岡市博多区住吉５丁目５番15号
債務者　有限会社ダイギンエステート
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　高松　康祐
平成25年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３７９６号
千葉県松戸市秋山86番地
債務者　よしざわ株式会社
代表者代表取締役　吉澤　希一
１　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安達　桂一
４　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２号
新潟県三条市三竹１丁目11番９号
債務者　株式会社三建
代表者代表取締役　安達　　裕
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙野　義雄
４　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午後１時30分
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７３３号
栃木県宇都宮市中岡本町2389番地１
債務者　医療法人燿生会
理事長職務代行者　安藤　義哉
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
４　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０号
富山県滑川市田中新町90番地３
債務者　カクイチ水産有限会社
代表者取締役　堤谷紀美子
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　貴之
４　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４号
三重県伊賀市西明寺2380番地の１
債務者　株式会社杵松
代表者代表取締役　松本　欣一
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
４　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前10時
津地方裁判所伊賀支部